

区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）

1 策定の経緯等

平成25年12月に決定した区立児童館・学童保育クラブの委託化計画（以下「委託化計画」という。）に基づき、平成29年度には中根小学校内と宮前小学校内学童保育クラブを、平成30年度には烏森住区センター児童館学童保育クラブを、そして令和元年度には不動児童館及び不動児童館学童保育クラブを対象施設とし、利用者等の意見・要望等を聞くとともに、円滑な運営と保育の質の確保などに配慮しながら委託化を進めてきました。

また、目黒区行革計画において、持続可能で質の高い区民サービスを提供する方針の一つとして、民間との連携を推進し区民サービスの向上を図ることとしています。その具体的な取組として、サービスの拡充などの効果が得られることから、児童館・学童保育クラブの委託化を掲げています。

一方、児童館・学童保育クラブを取り巻く状況が著しく変化したことに伴い、令和2年6月に今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針（以下「あり方方針」という。）を取りまとめ、あり方方針に示す取組の具体化策として、区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画（令和3年度～8年度）を策定することを掲げ、検討を進めてきました。

2 民営化後の運営状況と成果

令和3年4月時点で4施設が民営化されました。それらの運営状況と成果は以下のとおりです。

（1）事業者の運営実績を活かした円滑な運営及び保育の実施

事業者選定の段階で他自治体での運営実績を加味し、また、丁寧な事業引継ぎを行うことで、民営化した施設の利用者アンケートの総合評価では、公営施設と同様に「大変満足」、「満足」を合わせて9割以上の回答が得られています。

（2）利用時間の延長及び対象学年の拡大などのサービスの拡充

令和3年4月から、民営施設では公営施設に先行する形で利用時間の延長を実施しています。対象年齢の拡大についても公営施設と同様に受け入れを行っています。

（3）施設運営費の圧縮及び財政負担の軽減

民営化した施設は、利用者の満足度が高いことに加え、公営時と比較して施設運営費を圧縮できており、区の財政負担の軽減につながっています。

3 児童館・学童保育クラブの課題と解決の方向性

子どもの数の増加や子育て家庭の生活状況の変化等に伴い、区に対する要望も変化しています。児童館・学童保育クラブの課題やその解決の方向性は以下のとおりです。

(1) 児童館・学童保育クラブの拡充整備

- 新・放課後子ども総合プランの趣旨や区有施設見直し方針等に基づき、民間事業者による運営を基本として、小学校内を中心に、必要に応じて区有施設や民間活力の活用による学童保育クラブ整備を進めていく必要があります。
- 今後も民間事業者による運営が増えていくことから、指導・支援業務体制づくりが求められます。

(2) 児童館の再構築

- 国が改正した児童館ガイドラインに示すように、子どもだけの支援にとどまらず、社会のワーク・ライフ・バランスの推進や、子育てを通じての保護者・地域住民による地域活動等連携の場として、更なる子育て支援の拠点となることや、保護者が気軽に相談でき、子育て家庭を支援していけるよう、より乳幼児の活動の支援や相談事業を推進していくことが求められています。
- 目黒区子ども総合計画でも重要な課題の一つとしている中高生の安心な居場所づくりや地域の子育て支援団体への活動支援に対応するため、児童館の開館時間の延長が求められています。

(3) 放課後子ども総合プランの実施

- 令和3年3月策定の放課後子ども総合プラン推進計画に基づき区立小学校においてランランひろばを順次実施していきます。ランランひろばでは、校庭のみならず体育館や多目的室などを活用し、児童が校外へ移動せず安心して過ごす環境を整えながら運営します。
- 実施体制については、学童保育クラブとランランひろばを一体的に実施することから、既に学童保育クラブを運営し小学校や地域等から信頼され、さらに他自治体の放課後子ども総合プランのノウハウもある民間事業者による運営が求められます。

(4) 学童保育クラブの利用時間延長と対象学年の拡大

- 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（平成31年3月）における小学校就学前児童保護者調査では、小学校低学年時の放課後の過ごし方として、習い事の次に学童保育クラブを希望する保護者が多くなっています。学童保育クラブの利用時間として、前回（平成26年）の調査では19時までの希望が26.6%だったのに対し、今回は55.1%となっています。また、小学生保護者調査では、利用学年として6年生までの希望が一番多くなっています。

○令和3年4月現在、利用時間延長の実施は民営のみ¹であり、さらに民間活力の活用などにより社会ニーズに対応していくことが求められます。

(5) 児童館・学童保育クラブの運営体制

○会計年度任用職員の確保が困難になってきたことから欠員が常態化していることや、常勤職員の高齢化が進み、児童館・学童保育クラブの経験豊富な職員が退職する間に、更なる知識・技能の継承を行っていかねばならないことから、職員の集約化を進めることで、運営体制の強化を図るなど、児童館・学童保育クラブの運営体制の抜本的な改革が求められます。

(6) 財政負担の軽減

○持続可能で質の高い区民サービスを提供するためには、児童館・学童保育クラブの拡充整備に伴う経費の圧縮など、行政のスリム化を一層進める必要があります。

4 民営化の手法

これまでの民営化による成果等を踏まえ、その手法については、引き続き運営委託（公設民営）を基本として進めていきます。

なお、複合施設の場合などについては、民設民営も含めて検討していくこととします。

5 公営の児童館・学童保育クラブの今後の役割

公営の児童館・学童保育クラブの今後の役割については、以下のように考えていきます。

(1) 児童館

「児童館ガイドライン」、「目黒区児童館運営指針」を踏まえ、より一層目黒区の子育て支援施策を推進する役割、民間事業者への指導・監督及び運営支援等、地域子育て支援拠点として、地域における子どもの健全育成の環境づくりを推進していきます。

(2) 学童保育クラブ

「放課後児童クラブ運営指針」、「目黒区学童保育クラブ保育指針」に基づいた学童保育クラブの質を向上させるための調査研究、民営に対する運営支援体制強化、地域との連携等の推進を行っていきます。

これらを踏まえ、本計画では公営の児童館・学童保育クラブについて、一定の地域的なバランスに配慮しながら取組を進めることとします。

¹ 令和3年4月からは対象学年拡大を全ての学童保育事業、保育時間延長は既存事業含めて23学童保育事業（民営のみ）で実施。

6 対象施設選定の考え方

児童館・学童保育クラブの課題と解決の方向性、公営の児童館・学童保育クラブの今後の役割等を踏まえ、次に掲げる項目を考慮し、民営化の対象施設を選定します。

(1) 施設の運営体制

利用時間の延長を実施していく上で、施設の運営体制を踏まえ、職員数が限られる児童館併設ではない学童保育クラブを優先的に考慮します。

なお、具体的な民営化の時期についても、早期に位置付けることとします。

(2) 放課後子ども総合プラン

放課後子ども総合プランとして学童保育クラブとランランひろばの両事業を一体的に実施するためには、学童保育クラブの職員配置基準に基づく確実な運営を実施するとともに、ランランひろばでは活動場所が複数になることから、更なる職員数の確保が必要となります。したがって、他自治体での経験と柔軟な職員配置の必要性を踏まえ、小学校内学童保育クラブを優先的に考慮します。

なお、具体的な民営化の時期の決定に当たっては、放課後子ども総合プラン推進計画との整合を図ります。

(3) サービス拡大

施設規模が大きく中高生や地域の子育て支援団体が活動できるような児童館については、併設している学童保育クラブも含め、開館・利用時間の延長を実施していくことから、優先的に考慮します。

7 対象施設と時期

時期	対象施設	対象施設選定の考え方
令和5年度	菅刈学童保育クラブ、目黒本町学童保育クラブ、ひもんや学童保育クラブ	(1) 施設の運営体制
令和6年度	田道小学校内学童保育クラブ、油面小学校内学童保育クラブ	(2) 放課後子ども総合プラン
令和7年度	東山児童館（児童館併設の学童保育クラブ含む）	(3) サービス拡大
令和8年度	緑が丘児童館（児童館併設の学童保育クラブ含む）	

8 配慮すべき事項

民営化の実施に当たっては、子どもの最善の利益が図られるよう、これまでの委託化計画に基づいて実施してきた取組の中で重視してきた視点を踏まえて進めていきます。

また、十分な説明と利用者、保護者の意見・要望を聴きながら進めていきます。

視点	これまでの実施内容及び今後の取組の方向性
事業者募集の留意点	<p>○保護者、小学校や地域等との連携、要支援児の対応方法についても提案を求め、事業者を選定し報告会や近隣への周知を行います。</p> <p>○地域の子育て支援策や中高生対応など、児童館・学童保育クラブの質を確保し、多様なサービスの提供が図られるよう、有識者を含めた選定委員会において適切な事業者を選定します。</p> <p>○具体的に地域と連携・協力して事業運営を行えるよう、公募の際に地域との関わりについての提案を求めていきます。</p>
職員配置基準	<p>○公募要項に施設長や主任など常勤職員の経験年数などを求め、施設長候補者に対しては、職員への指導力などをヒアリングで確認します。</p> <p>○民営化後における職員配置数、資格などの条件設定については、これまでの事業者選定や委託後の実例を参考に、保護者説明会で意見交換のうえ募集要項で定めます。</p>
円滑な引継ぎ	<p>○1年間の運営移行準備期間の中で、引継ぎ計画に沿って施設長候補者を中心に引継ぎを実施し、児童館では1年間の中で随時行うほか、学童保育クラブでは3か月間合同保育を実施します。</p>
保育の質の確保	<p>○事業者独自の研修だけでなく、区が実施する研修に積極的に参加させながら人材育成を図ります。</p> <p>○アンケート等を検証し、保育の改善も含め、次年度の事業計画を作成し民営学童保育クラブ連絡会で共有します。</p> <p>○引き続きアンケートや国の設置基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく自己評価の実施結果を目黒区公式HPで公表します。</p> <p>○第三者評価を導入することで、運営の透明性を向上させ、保育の質の確保につなげます。</p> <p>○子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎや民営化後の支援を実施するとともに、各施設間で事例等の情報共有を図ります。</p>
サービス拡充策	<p>○児童館整備が求められている地域等への対応として、今後も移動児童館や出張児童館の事業の継続に向けた検討をしていきます。</p> <p>○利用時間の延長や対象学年の拡大など、民営化対象施設の地域での子育て支援の現状及び各施設の特徴等を踏まえたサービスの拡充を図ります。</p> <p>○事業者の他自治体における様々な事象の運営実績や放課後子ども総合プランの経験を踏まえて、サービスの拡充を図ります。</p>
確実な履行の担保	<p>○区職員が巡回指導等を随時行い、近隣や保護者対応などの指導及び運営支援を実施していきます。</p>

	○事業者に事業報告書を提出させ、民営学童保育クラブ連絡会で共有します。
--	-------------------------------------

9 民営化までの基本的なスケジュール

下表のとおり運営移行準備期間を設けて、民営化することを基本として進めます。

時期	内容
民営化2年前	保護者説明、事業者公募・選定、報告会・近隣への周知、基本協定締結
民営化1年前	計画に沿った事業者への引継ぎ、合同運営・活動（児童館）
民営化3か月前	合同保育（学童保育クラブ）

以 上